

令和 4 年度第 2 回和光市男女共同参画推進審議会要旨

日時：令和 4 年 10 月 28 日(金)

午前 10 時 00 分から 11 時 20 分

場所：和光市役所 6 階 603 会議室

出席者： 栗原真知子会長、諸橋泰樹副会長、渡邊丈裕委員、南條有希子委員、柳下昇委員、片山綾日委員、柳原委員、堀内政雄委員、大野忠委員、市島真里委員

事務局： 渡部課長、林課長補佐、斉藤統括主査

1 開会

事務局

それでは始めさせていただきます。

この審議会につきましては、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には、会議録を作成し、公開してまいります。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録とし、ホームページにて公表させていただきますので、ご了承ください。

2 諮問

渡部総務人権課長から諮問の読み上げ

諮問事項「和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について」

3 議題

(1) 令和 3 年度和光市男女共同参画年次報告書における事業の実施状況に対する答申案について

栗原会長

それでは、議題(1)令和 3 年度和光市男女共同参画年次報告書における事業の実施状況に対する答申案について、事務局から説明願います。

事務局

第 1 回審議会において、皆様からいただきましたご意見をまとめたものです。

一つ目、市内企業における男性の子育て参画を推進するため、市から企業への働きかけをし、市と企業が連携して取り組むこと、

二つ目、基本目標 3「あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援」のうち、産業支援課の取り組みについて、「38 労働関連法令の周知」、「39 長時間労働の是正と多様な働き方改革の推進」、「40 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知及び推進」、「41 情報提供体制及び研修の充実」、「42 相談体制の充実」、「45 企業における女性の参画拡大」の 6 事業を「実施していない」と評価しているが、その

理由や今後の取り組みについての十分な記載がなかった。これらの事業について、適切に評価を行い、実施に向けて取り組むこと、

三つ目、男女共同参画推進のための取組は、全庁的に取り組むことが重要であるため、庁内に組織されている「男女共同参画庁内連絡会議」を定期的を開催し、男女共同参画に関する調査及び検討を行うとともに、庁内関係部課相互の連絡調整を行い、総合的な施策の推進に努めること、

四つ目、第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランでは、方針ごとに指標を設定し、計画期間の最終年度である令和12年度の数値目標を設定しているが、最終目標までのシミュレーション（年度ごとや隔年度ごとの目標値の設定）を可能な範囲で行い、計画的に進めること、となります。

「市の審議会等における女性比率」につきまして、参考に目標値に向けたシミュレーションを行いました。こちらは、現時点で50%に達していない審議会について、最終的にすべての審議会が令和12年度に女性割合が50%になるよう、委員の任期がくるタイミングで、1から4人程度ずつ男性委員から女性委員へ移行させ、徐々に女性割合を増やしていくといったシミュレーションとなっています。今後は、関係所管課に対して、このようなシミュレーションを示し、目安としてもらい、目標達成に向けて取り組んでいただけるよう働きかけていきたいと考えています。

栗原会長

ご質問、ご意見のある方はお願いします。

南條委員

市内企業における男性の子育て参画ということで、市から企業へ具体的にどのような働きかけを行うのかを検討する部署はあるのでしょうか。

事務局

市内企業への働きかけとなりますと、わこうプランの取組にもありますとおり、産業支援課ということになるかと思いますが、現時点で、特に実施していないとのことですので、今後取り組んでいけるよう庁内連絡会議において働きかけていきたいと考えています。

諸橋副会長

男女共同参画が進んでいる企業、例えば、男女共に子育てと仕事の両立ができているとか、働きやすい職場環境づくりができているなど、が評価され、表彰されたりする制度は、市ではあるのでしょうか。

事務局

埼玉県で、多様な働き方実践企業認定制度というものがあり、仕事と子育ての両立を支援するため、多様な働き方を実践する企業を県が認定する制度で、わこうプランの目標指標のひとつにもなっています。市としても市内企業には、進めていただきたいと考えており、この制度のチラシや申請書を市内企業へ送付し、県の認定を積極的に受けてほしいと依頼しているところです。

諸橋副会長

和光市の企業でもこの制度の認定を受けている企業はあるのでしょうか。

事務局

和光市では、24企業が認定を受けています。

諸橋副会長

自治体によっては、女性の管理職比率ですとか、育休取得率が低い企業などをコンペで落としていくといったことがあるところもありますが、和光市ではどうでしょうか。

事務局

そのような取組は、なかったように思います。

柳原委員

市から市内企業への働きかけということで、実行性を高めるにはどうしたらよいか、企業側のインセンティブって何かを考えたときに、市の入札制度はポイント性で行っていると思いますが、例えば、こういったことをしていればポイントがつくだとか、そういった働きかけができるといいのではないかと思います。

栗原会長

第1回会議においてたくさんのご意見をいただき、今回の答申案となっておりますので、この答申案をレベルアップさせ、市にも頑張っていいただくためにも、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかったことが影響している部分が、答申案の(2)の内容には多く入っているということなのではないでしょうか。

事務局

コロナウイルス感染症の影響による、市民等への啓発活動等を行うことができなかったということはありますので、その影響により、この評価結果となった可能性はございます。

栗原会長

経済活動がそれで停滞してしまつては、市民活動もいろいろな困りごとがでてくるので、どのように市民への働きかけをしていくのか、市役所の中でもその連携を活発にしていただけかということが私たちもとても気になっているところで、力をいれて取り組んでいただくことで、市民は安心できると思います。来月、3年ぶりに市民まつりも開催されます。いろんなイベントが復活する中で、いろいろな先手を打つチャンスも出てきますので、市の動きに期待するようなご意見等ございますか。

栗原会長

庁内連絡会議は、今年度はいつ頃開催の予定でしょうか。

事務局

この審議会の答申を1月頃提出したいと考えておりますので、庁内連絡会議は、2月頃を予定しております。その際、この審議会で話し合われた内容について伝え、全庁的に改善できる部分は改善し、取り組んでいきたいと考えています。

栗原会長

今年度は1回のみで開催でしょうか。

事務局

今年度は1回となりますが、この審議会においてもご意見をいただいておりますので、より庁内の連携が図れるよう、来年度は、開催数を増やす方向で考えております。

栗原会長

庁内でこまめに情報共有を行っていただきたいと思います。

諸橋副会長

答申書自体はあっさりしたものとなっておりますが、全庁的に内容は通じるでしょうか。

事務局

庁内連絡会議において、この審議会で話し合われた内容をしっかり伝えていきたいと考えています。

諸橋副会長

コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった部分もあるかと思いますが、答申案の中には記載がないので、例えば、「～と評価しており、コロナウイルス感染症の影響によるものもあるかと思うが、その理由や今後の取り組みについての十分な記載がなかった」というように修正していただければと思います。

栗原会長

庁内でも職員が異動するという機会があると思います。これまでの経験を次の異動先でも活かして、いろいろな施策の実施につなげていけるとと思います。異動の経験をこの答申内容の実現に活かしていければ、より活発な行政活動になっていくことが期待でき、これが市民への還元につながっていくと思います。

諸橋副会長

人権文化課、総務人権課ができて結構長くて、男女共同参画の担当ができて30年以上は経っていると思います。その中で、男女共同参画に携わったいろんな職員が巣立っています。その人たちがまた他の様々な部署で、男女共同参画担当課で関わった経験を活かし活躍していると思います。

柳原委員

私は4月に和光支店に来たのですが、前任者からの話ですと、最近、市役所内での異動

が活発になってきたと聞いています。企業組織もそうですが、ある部署で経験したことが、次の部署で活かされるということはその通りで、市役所内の異動が早くなっていることは市民も感じていることなのではないでしょうか。もっとアピールしてもよいかもしれません。

事務局

市議会でも異動の期間の話は取り上げられています。

栗原会長

(4)の指標のシミュレーションについてはいかがでしょうか。

諸橋副会長

網掛けの部分が変更箇所、女性を1人ずつだったり2人ずつなど、増やしているのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

諸橋副会長

女性が0人の審議会は、産業振興協議会でしょうか。まずは、1名女性を増やさないといいませんね。

栗原会長

産業支援課の取り組みへの答申が多いことと、産業振興協議会委員に女性が一人もいないことが気になります。

例えば、若い世代の保護者の方も、女性が市内でいろいろな活動しています。FM放送に関わっている方がいたり、お祭りがあると積極的に関わっていたり、いろいろな活動を展開しています。そういう団体や個人、企業に声をかけるときには、積極的に女性を出していただきたいということも必要であると考えます。私もこちらの会議には、男女比率の関係から、ぜひ女性委員を選出していただきたいとお話があって参加しているものです。

お声がけする際には、団体である場合には、団体へ女性の方の選出をお願いしたり、企業にあたっては、休暇ではなく出張等の扱いにするなどご協力をお願いする必要があると思います。女性の委員が増えていけば、またこの答申内容も変わってくるでしょうし、進んでいけると思います。

女性の多い企業と少ない企業とあるでしょうが、少なくとも、人口の約半分は女性です。

ご意見がないようでしたら、本日いただいたご意見を踏まえ、答申案に修正を加え、最終案を作成し、書面によりご確認いただき確定してまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

(2) 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

栗原会長

それでは、議題(2)和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、事務局から説明願います。

事務局

「1 概要」については、パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは、「性的少数者」、いわゆる、自分の性別をどのように認識しているのかといった「性自認」が戸籍上の性別とは異なる方で、恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているのかといった「性的指向」が異性のみではない方が、パートナーについて、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ること、市から「届出受理証明書」等を交付する制度となっております。また、パートナーシップを届け出たお二人もしくは一方に生計を同じくする子どもや親がいる場合には、家族として協力し合う関係であることも届け出ることができます。

これは、民法上婚姻届けを出すことができない性的少数者のカップルに対して、性的少数者の困難やいきづらさを軽減させ、自分らしく活躍することができるきっかけのひとつとなることを目的とした制度であり、法律上の権利・義務があるものではありません。県内自治体においても、8月1日時点で、パートナーシップ制度は、すでに、36自治体が導入済みで、ファミリーシップ制度についても10自治体が運用を開始しております。また、埼玉県においても、令和4年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、性の多様性に関する理解の促進や暮らしやすい環境づくりに取り組んでいきたいと思います。さらに、東京都においても、11月にパートナーシップ制度が開始されたところです。

和光市においても、平成30年9月の市議会において、「和光市におけるパートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する陳情」が採択されており、他自治体の状況等も踏まえ、制度の創設に向けて取り組んでいこうということで、今回、皆様に審議をお願いするものとなっております。

「2 スケジュール案」については、今後、本日の審議会でのご意見等を踏まえ、制度案を作成し、11月にパブリック・コメントを実施するとともに、市議会へ説明をします。その後、パブリック・コメントの結果を受け、12月に制度を決定し、1月中の運用開始を目指します。

「3 対象」につきましては、お二人が、「1 成人に達していること」、「2 和光市に住所があること、または、3か月以内に転入予定であること」、「3 近親者ではないこと」、「4 配偶者がいないこと」、「5 届出する方以外とパートナーシップ関係がないこと」となっています。また、ファミリーシップについては、生計を同じくしている子や親等となります。

「4 手続き方法」については、① 届出を希望する届出日時を予約していただき、② 予約した日時に、パートナーシップ・ファミリーシップの届出をする二人で来庁し、資料の4ページにあります「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書」に必要書類と併せて届出いただきます。届出を受けた市は、③ 届出書類の審査を行い、6ページ及び7ページにあります「受理証明書」及び「受理証明カード」を交付します。転入予定の方につきましては、④ 転入者への受付票の交付を行い、転入後に「受理証明書」及び「受理

証明カード」を交付します。

その他、証明書を紛失等した場合には、「⑤ 受理証明書等の再交付」、「⑥届出内容に変更」があった場合には、変更届の提出、「⑦ 受理証明書等の返還」については、パートナーシップを解消したとき、届出者の一方又は双方が転出したとき、届出者の一方が死亡したとき、届出者の一方又は双方が届出の取り下げを希望するとき、届出の要件を満たさなくなったときには、返還していただきます。「⑧ 無効となる届出」については、届出者の一方又は双方がパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき、届出書等の内容に虚偽があったとき、届出要件を満たさないとき、転入予定として届出をした後届出内容変更届を提出しないときは、無効となります。

「5 届出に必要なもの」については、① 和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書、② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書、③ 婚姻をしていないことが確認できる書類として、戸籍全部事項証明書または独身証明書（本籍地市町村から取得）、④ 本人確認書類、⑤ 通称を希望する場合、通称を使用していることが確認できるもの、⑥ 同居していない子や親等をファミリーシップ対象者として届出する場合、生計を同じくしていることが確認できるもの、としています。

「6 行政サービス等」につきましては、証明書の交付を受けたお二人がどういったサービスを受けることができるのか、ということで、行政サービスにつきましては、他自治体の例として、市営住宅への入居や税証明の発行に関し、配偶者及び親族と同様に委任状なしでの対応ができるなどがあります。また、民間サービスの例として、携帯電話会社の家族割引、クレジットカード会社の家族カード、生命保険の死亡保険金受け取り、住宅ローン、航空会社のマイレージの共有などがあります。和光市の行政サービスについては、今後、各所管課へ照会し、順次、設定していきたいと考えています。

栗原会長

ご質問、ご意見のある方はお願いします。

和光市もここまできましたという感じもしますし、中学生の標語についても、「好きな人異性でなくちゃ ダメですか」が入選する時代になってきています。そういうことを表明できるようになってきていることと、和光市がこの制度を創設しようとしていることに、ここまできてよかったという思いでいます。

皆さんには、こういったことを盛り込んでどうかとか、この趣旨はどういったことかなど、さまざまなご意見をお願いします。

市島委員

手術をする際に、家族の許可を記載しないといけないのですが、この制度のパートナーは対象となるのでしょうか。

事務局

病院の判断により、この制度のパートナーを家族と同等の扱いとするのかは異なっている状況です。市としては、医療機関で家族と同等の扱いとすることに協力をしていただけるよう、資料にあります届出受理証明カードに、医療機関に対しパートナーを家族として取り扱ってもらえるよう協力を求めることについて、届出者が署名する箇所を設けています。

諸橋副会長

この制度ができることによって、考えを変える病院も出てくることを期待しているということですね。

事務局

はい。市としても、医師会や市内病院等へ協力をお願いしていくことはできると考えています。

諸橋副会長

ファミリーシップの対象者について、様式を見ると記載できるのが2人までとなっていますが、3人以上いる場合にはどのようにしますか。

事務局

届出できるお子様の人数に制限を設けてはいませんので、3人以上いる場合には、複数の様式を使用するなど検討していきます。

柳原委員

企業側の立場から申し上げますと、この制度は法的な権利・義務は生じないとのことでしたが、もともと渋谷区がスタートで、6、7年前だったと思いますが、このように自治体ベースで始まっています。金融機関においても、長くこの議論はなされていて、例えば、住宅ローンについては、最近、高額な物件が増えていて、一人でローンを組むというよりは、夫婦2人で組むことが多く、お互い連帯保証人になり合って、高額なマンション等を買われるとうケースが増えていきます。その時に、どの金融機関も夫婦ということをや要件としていて、夫婦でないとお互い連帯保証人になれないということがあって、相続のときに揉めてしまうだろうという理由で、このようなパートナーの場合には、連帯保証人になることを認められていませんでした。そこから徐々にこの5、6年で、パートナーシップ制度というものが導入されてきて、弊社も今年の7月からようやくそこを認めるような商品改訂がなされた経緯があります。

民間の企業がこのパートナーシップ制度を受け入れてもらって始めて意味があると思いますので、病院の受付もそうですが、この制度によって、当事者の方がどれだけサービスを受けることができるのかをよく検証した方がよいと思います。現在の弊社の商品でいうと実はこの制度の証明書のみでは足りずに、公正証書でちゃんと公証人が立ち会って作成したものが必要となっています。しかし、この制度を導入する自治体が増え、要件が緩和されて、和光市のこの証明カードがあれば、企業側の努力で変わっていく部分はあると思います。和光市は、この制度を導入するのは決して早いわけではないので、もっと踏み込んで、導入済みの自治体の状況を検証し、バージョンアップして、こういったこともできる、こういったこともできるといった制度とした方がよいのではないかと思います。そのためにはいろいろな要件があるので、すべてを兼ね備えたものは難しいと思いますが、例えば、保険金の受け取りであれば、金融機関よってばらつきがあって、厳しいところもありますし、自治体のパートナーシップ制度のカードを提示すれば認められるところもあります。いろいろな企業を調べて、すこしでも多くのサービスを利用しやすいようにした方

がよいと思います。しかし、それによって、申請する際の手続きが煩雑になってしまうと利用しづらくなってしまいますので、企業側の努力ではあるのですが、そこをよく見て具体的に保険の受け取りだったら、10社あるうちの7社はカバーできますよとか、折角であれば、それぐらい緻密に作成するのはどうかと思います。住宅ローンであれば、弊社は、公正証書が必要となりますが、必要ない金融機関もあります。金融機関10社のうち、これぐらいのレベルだと何社は認められるというようなことを調べて、これから始められるといいと思います。また、最後に、企業への働きかけについては、行政としてとても大事だと思いますし、1自治体というよりも全体でやっていくことが必要と考えます。

諸橋副会長

証明書の提示により認めたことで、何かトラブルがあった場合に、行政の責任が問われるといったことも出てくるかもしれませんね。

栗原会長

ファミリーシップのところで、子どもの保育園、幼稚園、学校の送迎についても該当すると思います。例えば、子どもが急に熱をだした場合に、だいたい母親か父親へ連絡がいくと思いますが、このパートナーシップ・ファミリーシップの制度で同居しているパートナーが迎えに行くのを可能とすると安心できるのではないかと思います。

子育てしながら、お母さんが2人いるとか、お父さんが2人いるとか、そういう家庭像が特別ではない、選んでそのような生き方をしているということが当たり前、世間的に認められる一歩となる、かなり心強い制度だと思います。

何よりも、当事者から陳情がでて4年ですので、庁内でもいろいろな議論があって、この制度案ができあがっていると思いますので、この審議会としてどのような意見を持って、この制度を応援していけるのか、ということで、みなさんからご意見をいただきたいと思います。

南條委員

公的な証明書として、実効力があるものにしたい方がよいとのご意見だったので、届け出す際に提出する書類として、住民票や戸籍謄本があるのですが、もし、和光市に引っ越してきて、パートナーシップ・ファミリーシップの家族になろうとする方々がいたとして、同一世帯として家族をつくろうとしたときに、住民基本台帳に続柄がありますが、その続柄を何にしたらよいのかと考えます。同居人ではないと思いますので、そこが配偶者になるのか、縁故者になるのか、そういった議論が渋谷区でもなされているといった資料を見ました。埼玉県久喜市は、縁故者になるとなっています。夫、妻、同居人という表現ではよくないということです。県内でも住民票の続柄の記載について、踏み込んでいる自治体もありますので、ぜひ、和光市でも検討していただきたいと思います。住民票に記載される続柄ですので、公的な書類に書かれるものになりますので、そういったところでも後押しできるとよいのではと思います。

事務局

庁内において検討します。

栗原会長

夫や妻といった概念ではない表現で、記載できないかということが、今後の大きなポイントとなります。

南條委員

住民基本台帳とセットにして検討していただきたいと思います。

堀内委員

続柄について、配偶者以外をも認めるのは、どこになるのでしょうか。市になるのでしょうか。

事務局

市になります。

諸橋副会長

全国的に統一した基準があるわけではないですね。

事務局

詳細については、戸籍住民課に確認し、進めていければと考えます。

栗原会長

審議会としても、ぜひ進めていただきたい事項として提言させていただきたいと思います。

今後、パブリック・コメントを行い、議会へ報告するとともに、必要な修正を加えて、1月に導入するといったスケジュールとなっています。随分タイトなスケジュールとなっています。

事務局

もっとバージョンアップした制度とするといったことや、住民基本台帳の続柄の記載方法などいただいたご意見について、1月の導入までに反映をするといったことではなく、まずは、基本的な形で1月に導入をさせていただき、その後、順次、できるサービスを追加し、バージョンアップしていければと考えています。

諸橋副会長

運用していくうちに、想定外のことが発生する可能性もありますし、最初から決めてしまわない方がよいこともあるかもしれません。

柳原委員

私も、それでよいと思っています。

栗原会長

戸籍住民課の職員への研修が重要になってくると感じますが、そのような研修を考えて

のスケジュールでしょうか。

事務局

庁内の研修については、性的少数者の方の理解促進を目的とした研修を、年1回全庁的に実施しています。その研修に戸籍住民課の職員も参加しています。

諸橋副会長

転入届など、戸籍住民課への届出をする際の記入例にも、続柄について、いろんなバージョンを掲載するなど、届け出する際にこういった続柄も設定できることを周知する必要があります。

私は、渋谷区の制度を作った一人で、武蔵野市も関わっており、事実婚をこのパートナーシップ制度に含めるのかといった議論をしました。和光市では性的少数者を対象としており、男女は入っていないのですが、武蔵野市は、事実婚の男女も含めて、パートナーシップ制度としているものがあるということを紹介しておきます。

事実婚についても、法律的に認められていないこともあり、不利になっている部分もありますので、この制度に含めるといったことも検討していただけるといいと思います。

外国籍の方は対象となるのでしょうか。

事務局

対象となります。

柳下委員

届出受理証明書等返還届があっさりしていますがよいのでしょうか。返還理由について、届出者が一人であり、ひとつめのパートナーシップを解消したため、とふたつめ以降の理由が性質上異なると思います。ひとつめの理由は、解消ということで、一方的に一人の人だけで返還を届出ることができるようになっていきます。このように届け出るときには、二人で届出て、いろんなことが認めてられて行く中で、解消するときは、簡単に一人の届出でできることで、混乱は招かないのでしょうか。

諸橋副会長

離婚届も2人ですしね。

事務局

このパートナーシップ制度というものは、お互いがパートナーであると約した関係となりますので、一方の人が解消したいといった時点で、この制度は成立しないものとなります。そのため、お一人の届け出でも取り扱うとしております。しかし、離婚届もお二人ですし、このようなご意見をいただきましたので、持ち帰って検討させていただきます。

柳原委員

これは、返還届であり、解消を証明するものではなく、解消したことを証明する書類は存在しないと思います。

実は、企業側が議論した際も問題となった点で、解消したときはどうするのか。でも、

わからないよねといった議論がされました。連帯保証人の場合、一方が連帯保証人を外れたいとなった時に、本来であれば、離婚しましたというものがあれば、会社側もしょうがないよねとなり別の方探してくださいというような判断ができるのですが、このパートナーシップ制度の証明書をもとに住宅ローン組んだ時には、当然人間なので、解消することはありませんので、その時に、何を以って解消したのかどうか会社が会社側としてわからないといった状況となり、外していいものかどうか判断つかないとなっています。

入口の議論も大切なのですが、終わったときの議論も必要で、サービス提供側は考えなくてはいけなくて、このパートナーシップ制度にはそこに弱点があるので、弊社では、やはり公証役場の証明が必要となってきます。結局は、法律が整っていないからなのでしょうが、こういった証明が必要となってきてしまいます。

栗原会長

解消を証明するようなものを要望している市民がいる事例がある自治体があるのかどうか、これから先必要になってくるのではないかと思います。

企業に関わる方にとっては、この点を心配するのは当然かと思います。

事務局

実際には事例はそれぞれあって、双方の届出が必要な場合や解除要件というものがあって、その要件を満たした場合に届出ることができるなどありますので、この辺りも、今後検討していきたいと思います。

栗原会長

この制度を進めることに対しての反対意見は出ていないので、むしろそれを守って解消にいたるまでのフォローの部分がみなさんの心配される部分ということだと思います。それを踏まえシステムを整えていただければよいと思います。

南條委員

パートナーシップの届出と解消はあるのに、ファミリーシップとなるとステップファミリーのように子どもが関わってくるのですが、子どもの権利を守ることは、置いてけぼりにされることが多く、子どもがどちらかの性を名乗るとか、前のパートナーの性を名乗るお子さんを引き取ってステップファミリーとなって、それぞれ別の性を名乗っている家族もいますので、そのあたりへの配慮は必要になってくると思います。

ファミリーとなった、そして解消した、その時に振り回されてしまうお子さんもいて、そのお子さんのプライバシーに配慮したものですとか、学校や幼稚園等への配慮も考えていなければいけなかなと思います。

諸橋副会長

パートナーシップ届出者がお子様の届出をするか、届出から外すかは親が判断でき、お子様からの届出はないのでしょうか。

事務局

お子様からの届出はありません。この制度は、パートナーシップの届出をしたお二人に

お子様がいた場合に、そのお子様について家族としての届出ができるといった制度となっていますので、届け出ができるのは、あくまでパートナーシップの届け出をしたお二人のみとなります。

栗原会長

届出ていたお子様が成人して独立した場合には、外すための変更届を出していただくということでしょうか。

事務局

ファミリーシップの対象となる方は生計を一にすることが要件となっていますので、独立した時点で、対象外となり変更届を出していただくことになります。

栗原会長

高齢の親や親族が入院中であつたり、施設に入所中であつたり、同居していないことも多いと思います。住所を市外に移している方も多いと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

今回の制度で対象として考えているのは、同居を要件とはしておらず、生計を一にしているということです。それが確認できれば、市外に住所がある方でも対象となります。

南條委員

この点は重要なことであると思います。カミングアウトしたくなくて、市外に住んでいるカップル同士がいると聞いたことがあるのですが、一方が和光市に住んでいればいいのかなど、どのようになっているのでしょうか。

事務局

パートナーシップの対象者については、同居は要件としておりませんが、お二人とも和光市内に住んでいる、住む予定であることが要件となっています。

栗原会長

今後、この制度が公にスタートした場合に、いろんな事例で相談がくるということを想定して、できる限りのシミュレーションで迎え入れ、和光市でこのような制度ができてよかったなと思っていただき、安心して市民でいられるようなまちを目指して、このような案がでてきていると私は思っています。

片山委員

本日の資料にもあります中学生の標語を見ても、子どもたちへのアプローチが大切であると感じており、子どもたちは将来の和光市を担っていく人であって、とても大切な人たちであると思います。このパートナーシップ・ファミリーシップ制度が和光市で出来たということ子どもたちにもこの情報を人生の中の材料のひとつとして提供することが重要ではないかと思います。そして、もしかしたら、気に留める人もいるかもしれませんので、その周知について取り組んでほしいと思います。それが、自分に当てはまる人もい

るかもしれませんが、そういう方にも情報が伝わればいいと思いました。

栗原会長

様々なご意見をいただきありがとうございました。この制度については進めていただくとともに、さらにバージョンアップさせるため、みなさんの心配事やエールの部分を答申書に盛り込んでいきたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

4 その他

事務局

次回は、第3回審議会を書面により12月中旬ごろ開催したいと考えています。

本日の議題1及び議題2の答申書の確認及び、議題2のパートナーシップ・ファミリーシップ制度に対するパブリックコメントの結果について、書面にて皆様にご確認いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。